

第3回共通到達度確認試験

令和4年1月9日実施

刑 法

試験時間 14:20～15:10 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出，問題冊子の持ち帰り，解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後，終了5分前までの間に限り，解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし，トイレ・急病等，やむをえない事情で退席される場合は，挙手をして試験監督員の誘導を受けて，一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め，試験終了後は，問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは，HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B以外，シャープペンシル等）を使用した場合，採点装置で読みとることができず，無効と判断されることがあります。

試験時間中，机の上に置いておけるものは，受験票，学生証，鉛筆，メモ用のシャープペンシル，消しゴム，手動の鉛筆削り，時計（計時機能だけのもの），眼鏡，衛生用品だけです。その他の物（六法，筆箱，眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー，定規，ボールペン，耳せん，ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また，携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って，カバン等にしまってください。

3. 解答方法

- ・問題は，正誤問題20問と五肢択一問題10問，合計30問あります。
- ・記載されている試験科目と問題番号，解答欄をよく確認のうえ，マークしてください。
- ・各問題につき1つのみマークしてください（2つ以上マークすると無効になります）。
- ・誤ってマークした場合は，跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。
- ・機械で採点しますので，解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・問題冊子の印刷不鮮明，落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。
- ・問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが，どのページも切り離してはいけません。
- ・試験開始の指示があるまで，問題冊子を開いてはいけません。
- ・自己採点をする場合は，問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合，「失格」とし，その時点以降の受験をお断りします。また，すでに受験した部分についても無効とし，採点は行いません。

- ①試験中に，他人に援助を与えたり，他人から援助を受けたりした場合
- ②他人に代わって試験を受けた場合
- ③他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等，試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤その他，不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は，本日中（20時頃まで）に公表します。法科大学院協会のウェブサイト（<http://www.lskyokai.jp/>）のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き，詳細はこちらをクリックして検索してください。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。ただし、争いのある場合には判例の立場によるものとする。

問題 1

X が、夜中に A を自動車 (X 車) の後部トランク内に監禁し、片側一車線の道路上に X 車を停車させていたところ、前方不注意の状態自動車を運転していた Y が、X 車に気づかずに時速約 60km の速度で X 車に追突したため、X 車のトランクがつぶれて A が死亡するに至った。Y の追突行為が甚だしい過失行為と認められる場合には、X の監禁行為と A の死亡結果との間の刑法上の因果関係は否定され、X には監禁罪が成立するに止まる。

問題 2

独自の治療を施す能力を持つとして信奉者を集めていた X は、その信奉者であった A から、脳内出血で病院に入院中である B (A の父親) の治療を依頼され、A に指示して、痰の除去や水分の点滴等の医療措置を要する状態にある B を病院から運び出させ、X の滞在するホテルに連れてこさせた。X は、B の容態を直に見て、このままでは B が死亡する危険があることを認識したが、病院から運び出させた自分の指示の誤りが露呈することを避ける目的で、この段階で未必的な殺意を生じ、生命維持に必要な医療措置を受けさせないまま B をホテルに留め置いたため、B は痰による気道閉塞によって窒息死した。この場合、B を病院に搬送するなどして医療措置を受けさせる作為義務が X に認められ、かつ医療措置を受けさせたならば B の死は確実に回避できたとしても、X が病院から B を運び出すように指示した作為について保護責任者遺棄致死罪の共同正犯が成立しうる場合には、その後の殺意が生じた段階における X の不作為について殺人罪の成立を認める余地はない。

問題 3

X は、A を殺害する意図で A に向けてけん銃を発砲したところ、発射された弾丸は A を貫通して、更に A から約 30 メートル離れたところを歩いていた B にも命中し、A と B は傷害を負ってそれぞれ病院で治療を受け、一命をとりとめた。この場合、B に弾丸が命中することが X の予期しなかった事態だったとしても、X には A に対する殺人未遂罪と、B に対する殺人未遂罪が成立する。

問題 4

X は、A にクロロホルムを吸引させて失神させ（第 1 行為）、失神した A を自動車に運び入れ、事故に見せかけて A を自動車ごと水中に転落させ（第 2 行為）、A を溺死させるという犯行計画を立てて、この計画を実行に移し、A にクロロホルムを吸引させた上、動かなくなった A を溺死させるために水中に転落させたが、実際には、A は X にクロロホルムを吸引させられたことによって窒息死していた。なお、X の犯行計画においては、第 1 行為は第 2 行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠のものであり、第 1 行為に成功した場合、それ以降の殺害計画を遂行する上で障害となるような特段の事情がなく、第 1 行為と第 2 行為が時間的場所的に近接する形で遂行されることが予定されていた。この場合、X が「この後、第 2 行為によって A を殺害する」という認識を持って第 1 行為に出ていたとしても、第 1 行為につき殺人の故意に欠けるところはない。

問題 5

X は、年齢も若く体力にも優れた A に殴打や足蹴りの動作を示されながら近づかれたため、A の接近を防ぎ同人からの危害を免れるため、カバンに携帯していた包丁を取り出し、腰のあたりに構え「切られたいんか」などと言った。この場合、A の行為が急迫不正の侵害に該当するとしても、X は武器を持たない A に対して包丁を持ち出して脅迫しているので、その行為に正当防衛が成立する余地はない。

問題 6

X は、A が B を介抱する様子を見て、B が A に暴行を受けていると勘違いし、とっさに B を助けるため A を突き飛ばした。この場合、不正の侵害は存在しないため、X の行為には正当防衛は成立しえないが、緊急避難が成立する余地はある。

問題 7

自己の行為が違法であることは意識していたが、当該行為が死刑や無期懲役が科される可能性もある重い犯罪に当たるとはまったく思っておらず、せいぜい罰金くらいで済むと考えていた場合、刑法 38 条 3 項ただし書の適用により刑が減輕される可能性がある。

問題 8

生活費を得るために、自らの監護下にある 12 歳の児童に命じて万引きを行わせた者については、窃盗罪の間接正犯が成立する場合と、同罪の共同正犯が成立する場合のいずれもありうる。

問題 9

暴力団組長のボディガードを務める組員によるけん銃の所持について、組長と当該組員との間にけん銃不法所持罪（銃砲刀剣類所持等取締法 3 条 1 項，同法 31 条の 3）の共謀共同正犯が成立するためには、けん銃を用いて警護することについての明示的な意思連絡が必要である。

問題 10

X は、A と B の夫婦を殺害する目的で、2 人が住んでいる家に放火した。その結果、家は全焼し、A と B は火災によって生じた煙を吸って死亡した。X には、1 つの現住建造物放火罪と 2 つの殺人罪が成立し、それらは観念的競合となる。

問題 11

X は、A を脅すため、自ら運転する自転車を道路上に立っている A に向けて時速 20 キロメートルで進行させた。X は急ブレーキをかけて A の直前で停止するつもりであり、車体を A の身体に接触させる意思はまったくなかったが、思ったよりもブレーキの効きが悪く、A の身体に衝突して A を転倒させ、これにより路面に頭部を強打した A を死亡させてしまった。この場合、X には傷害致死罪が成立する。

問題 12

県会議員 A が買春クラブの常連客であるとの事実を摘示する手記を週刊誌上で公開した X が名誉毀損罪で起訴された。その裁判において、上記事実が真実であると証明されることはなかったが、X は、手記を公開した時点では、上記事実が真実であると誤信していた。この場合、X に名誉毀損罪が成立する余地はない。

問題 13

景品と交換する目的で、磁石を用いて遊技場のパチンコ機械からパチンコ玉を取る行為は、景品交換の際に当該パチンコ玉を返還する意思があるから、不法領得の意思がなく、窃盗罪は成立しない。

問題 14

刑法 236 条 2 項（強盗利得罪）における「財産上不法の利益を得」とは、利益自体が不法であることを意味せず、財産上の利益を不法に移転させることを意味するところ、たとえば、違法な麻薬購入の資金として預かっていた金員の返還を暴行を用いて免れた場合には、同罪は成立しない。

問題 15

X は他の者を搭乗させる意図を秘して、航空会社の国際線チェックインカウンターで係員 A に X を搭乗者とする外国行きの搭乗券の交付を請求し、その交付を受けた。この場合、たとえ航空運賃を正当に支払っていたとしても、X に詐欺罪の成立は否定されない。

問題 16

X は A に対して 3 万円の貸金債権を有していたところ、弁済期が来ても A が当該貸金の返済に応じなかった。そこで X は、A に対し、「迷惑料も含めて、6 万円を返還しろ。さもなければ、知り合いのヤクザにぼこぼこにしてもらおうぞ」と脅迫し、A を畏怖させ、よって 6 万円を喝取した。この場合、X には、貸金債権を除いた 3 万円分についてだけでなく、6 万円全額についての恐喝罪が成立する。

問題 17

X が、A から保管を依頼されていた A 所有の動産を A に無断で Y に売却する場合、事情を知ってそれを買い受ける Y には、盗品等有償譲受け罪が成立する余地はなく、委託物横領罪の共同正犯のみが成立しうる。

問題 18

他人の食器に汚物をつけて心理的に使用できなくする行為は、食器を物理的に毀滅していなくても、器物損壊罪における「損壊」にあたりうる。

問題 19

実際には住所を変更した事実がないのに、自分の運転免許証の裏面に住所を変更した旨を勝手に記載する行為には、虚偽公文書作成罪は成立しない。

問題 20

公務執行妨害罪は、妨害結果の発生が必要であるから、職務執行中の公務員に対して暴行を加えても、当該公務員による職務の執行が滞らなかった場合には、同罪は成立しない。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題に解答しなさい。ただし、争いのある場合には判例の立場によるものとする。

問題 21

つぎの【事例 1】，【事例 2】に関する記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

【事例 1】 A (48 歳男性) は、大量に飲酒すると興奮して暴れる癖があり、平素からの飲酒が原因で脳底部動脈に重度の硬化症を患っていた。X が、飲酒して暴れた A と口論になり、A の頬を平手打ちしたところ、A はくも膜下出血を起こしてその場で死亡した。

【事例 2】 X は、A (63 歳女性) をあお向けに倒し、その顔面を布団で覆って鼻口部を圧迫する暴行を加えた。A の心臓には高度の病変があったため、X の暴行によって心臓発作が誘発され、A は心臓発作によりその場で死亡した。

1. 【事例 1】において、A のくも膜下出血が、A の飲酒による血圧上昇により、たまたま X と口論を始めた時点で発生したものと認められ、X の平手打ちが A のくも膜下出血の発生や悪化に何ら影響を及ぼしていない可能性が高い場合には、X の暴行と A の死亡結果との間に刑法上の因果関係は認められない。
2. 【事例 1】において、X の平手打ちが A のくも膜下出血の発生を誘発したと認められる場合であっても、X の平手打ちは、A に存在した脳血管の病変を考慮に入れない限り、およそ人を死亡させる危険性のある暴行ではないため、X の暴行と A の死亡結果との間に刑法上の因果関係は認められない。
3. 【事例 2】において、X が、A の心臓に高度の病変があることを知らなかった場合は、X の暴行と A の死亡結果との間に刑法上の因果関係は認められない。
4. 【事例 2】において、A が自覚症状を訴えたことがないため、A の心臓に高度の病変があることを、X だけでなく、A 自身、A の近親者及び A のかかりつけの医師も知らなかったという場合は、X の暴行と A の死亡結果との間に刑法上の因果関係は認められない。
5. 【事例 2】においては、A の年齢からみて心臓疾患の存在が予想されるため、X の暴行と A の死亡結果との間に刑法上の因果関係が認められるが、Y が B (45 歳男性) のシャツの襟をつかんで首をしめつけ、B を突き飛ばして路上にあお向けに転倒させたところ、B の心臓に高度の病変があったため、Y の暴行によって心臓発作が誘発され B がその場で死亡したという場合には、B の年齢が必ずしも心臓疾患の存在を通常予想させるほど高くないため、Y の暴行と B の死亡結果との間に刑法上の因果関係を認めることはできない。

問題 22

つぎの【事例 1】，【事例 2】における X の罪責に関する記述につき，後掲の〔参照条文〕を参考にしつつ，正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

【事例 1】 X は，A を助手席に同乗させて軽トラックを運転していたが，前方不注意の状態にあり，最高速度が時速 30km に指定されている道路を時速 65km の高速度で進行していたため，対向車両に気づいた時点で適切な措置をとることができず，あわててハンドルを切って自車を暴走させ，信号柱に自車を衝突させた。X の運転する軽トラックの後部荷台には，目的地に到着した時に X を驚かせようと考えた X の友人 B が，発進前に X に気づかれないように入り込んでいた。衝突の衝撃により，A が傷害を負い，B が死亡するに至った。

【事例 2】 X は，ホテルの代表取締役社長として，防火・消防関係を含むホテルの設備の設置・維持管理等を統括する権限・職責を有しており（消防法 8 条 1 項の「管理について権限を有する者」に当たる），Y は，ホテルの支配人として，X から「防火管理者」（同条同項）に選任されていた。X と Y は，消防当局から再三指導を受けたにもかかわらず，スプリンクラーや防火区画（以下，「消防設備」という）の設置，従業員の避難訓練の実施を怠っていた。宿泊客 A の寝たばこによってホテルの客室で火災が発生した際，仮に消防設備が整っていたならば消火が可能であったが，それが整っていなかったために消火がなされず，火煙が廊下を伝ってホテル全体に急速に広がり，従業員による避難誘導がなされないまま，宿泊客多数が火災により死亡するに至った。

- ア. 【事例 1】において，運転中の X が，人が後部荷台に乗り込んでいるという事実を認識していなかったとしても，X に，B に対する過失運転致死罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 5 条）の成立を認めることができる。
- イ. 【事例 1】において，運転中の X が，車体の揺れなどを手がかりにして，人が後部荷台に乗り込んでいるという事実を認識する可能性がなかったならば，X に，B に対する過失運転致死罪の成立を認めることはできない。
- ウ. 【事例 2】において，X が Y に防火管理業務のために必要とされる権限を与えており，Y が自分の権限で防火管理業務を行うことが可能であった場合には，X に業務上過失致死罪の成立が認められる余地はない。
- エ. 【事例 2】において，A の寝たばこにより客室から出火する，という火災発生の実情的経緯について X に予見可能性がなかったとしても，X に業務上過失致死罪の成立が認められる余地がある。
- オ. 【事例 2】においては，A の寝たばこという重大な過失行為が介入しているため，X の過失行為と宿泊客の死亡結果との間の因果関係が否定され，X には業務上過失致死罪が成立せず，業務上過失傷害罪が成立するととどまる。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

[参照条文]

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 5 条

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

○消防法 8 条 1 項

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店……、複合用途防火対象物……その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

問題 23

つぎの【事例】とそれについての【決定要旨】に関する以下の記述の正誤につき、正しいものを1つ選びなさい。

【事例】

A は、自転車にまたがったまま、歩道上に設置されたごみ集積所にごみを捨てていたところ、帰宅途中に徒歩で通り掛かった X が、その姿を不審と感じて声を掛けるなどしたことから、両名は言い争いとなった。X は、いきなり A の左ほおを手けんで1回殴打し、直後に走って立ち去った。A は、「待て」などと言いながら、自転車で X を追い掛け、上記殴打現場から約 60m 進んだ歩道上で X に追いつき、自転車に乗ったまま、水平に伸ばした右腕で、後方から X の背中の上部又は首付近を強く殴打した。X は、上記 A の攻撃によって前方に倒れたが、起き上がり、護身用に携帯していた特殊警棒を衣服から取り出し、A に対し、その顔面や防御しようとした左手を数回殴打する暴行を加え、よって、同人に加療約 3 週間を要する傷害を負わせた。

【決定要旨】

「前記の事実関係によれば、X は、A から攻撃されるに先立ち、A に対して暴行を加えているのであって、A の攻撃は、X の暴行に触発された、その直後における近接した場所での一連、一体の事態ということができ、X は不正の行為により自ら侵害を招いたものといえるから、A の攻撃が X の前記暴行の程度を大きく超えるものでないなどの本件の事実関係の下においては、X の本件傷害行為は、X において何らかの反撃行為に出ることが正当とされる状況における行為とはいえないというべきである。そうすると、正当防衛の成立を否定した原判断は、結論において正当である」

- ア. 【決定要旨】は、正当防衛の成否を判断する際に、A の侵害を X が予測可能であったかどうかを重視している。
- イ. 【決定要旨】は、正当防衛の成否を判断する際に、A の侵害行為と X の防衛行為の一連一体性を重視している。
- ウ. 【決定要旨】によれば、X の本件傷害行為が何らかの反撃行為に出ることが正当とされる状況における行為とはいえないとされている以上、X には正当防衛だけではなく、過剰防衛も成立しない。
- エ. 【決定要旨】は、X が A の攻撃によって前方に倒れた時点で A の侵害は終了しもはや危険がないということを理由に正当防衛を否定している。

- 1. アのみが正しい。
- 2. イのみが正しい。
- 3. ウのみが正しい。
- 4. エのみが正しい。
- 5. ア～エはすべて誤っている。

問題 24

未遂に関するつぎの記述のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 未遂犯の処罰は限定的であり、すべての犯罪に未遂処罰が認められているわけではない。
- イ. 実行の着手の有無を判断する際、行為者の犯行計画がどのようなものであったかは考慮されない。
- ウ. X は、金品を盗もうと考え、深夜、無人の個人商店内において、懐中電灯で真っ暗な店内を照らしたところ、商品が積んであることがわかったが、なるべく現金を盗みたいと思い、現金があるレジに近づいた。この場合、X に窃盗罪の実行の着手が認められる。
- エ. 中止犯（中止未遂）は刑の減免事由であり、中止犯の要件を充たしても犯罪は成立する。
- オ. 中止犯（中止未遂）が成立するためには、自己の意思により犯罪を中止したことが必要であるが、その後の犯行を継続しないという不作為だけで中止犯が成立することはない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 25

つぎの記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

ア. XとYが、Aに対する傷害を共謀し、こもごも鉄パイプでAに対して暴行を加えていた際、殺意を抱いたXがAの頭部を強打し、Aは脳挫傷により死亡した。Yには殺意がなかった。この場合、Yには傷害罪の共同正犯のみが成立する。

イ. XがA会社に侵入して金品を盗む計画を立てていることを偶然にも聞き知ったYは、Xに気づかれることなく、犯行当日にあらかじめA会社の建物入口の施錠されたドアを開けておいた。そのため、Xは難なく金品を盗むことができた。この場合、Yには、建造物侵入罪・窃盗罪の共同正犯は成立しない。

ウ. バーの店員Xは、悪酔いして悪態をついたAを店外に連れ出して押し倒し、頭部を強く足蹴にする暴行を加えた。その数分後、別の店員Yも、倒れているAの頭部を強く足蹴にする暴行を加えた。Aは脳挫傷の傷害を負い、この傷害は、XとYの上記暴行のいずれかにより生じたものであったが、いずれにより生じたかは判明しなかった。この場合、Aに暴行を加えることについての意思連絡の有無にかかわらず、XとYは、脳挫傷の傷害結果について刑事責任を負う。

エ. 医師Xが患者Aに対して薬剤の分量を誤って処方し、院外薬局の薬剤師Yが処方箋を十分にチェックすることなく薬剤を手渡し、Aがそれを飲んで死亡した。この場合、XとYそれぞれに過失が肯定されるとすれば、XとYには、業務上過失致死罪の共同正犯が成立する。

オ. XがAの足を何度も踏みつける暴行（第1暴行）を加え、足首骨折の傷害を負わせた後に、たまたま通りかかったYが共謀加担し、Xと一緒にAの頭部を殴打する暴行（第2暴行）を加え、頭蓋骨骨折の傷害を負わせた。第2暴行により足首の骨折が重篤悪化することはなかった。この場合、Yは、足首骨折と頭蓋骨骨折の両方の傷害結果について刑事責任を負う。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

問題 26

住居等侵入罪（刑法 130 条前段）に関するつぎの記述のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 強盗の意図を秘して他人の住居を訪問し、「こんばんは」と挨拶した上で、家人が「おはいいり」と答えたことに応じて住居内に立ち入る行為は、住居侵入罪を構成する。
- イ. 官庁職員やその家族が居住し、官庁により管理されている公務員宿舎である集合住宅の 1 階出入口や通路等の共用部分は、「邸宅」にあたる。
- ウ. 一般の利用客による立入りが認められている施設への立入りは、その外観が一般の利用客と区別のつかない平穏なものである限り、「侵入」にあたることはない。
- エ. 分譲マンションの管理組合の意思に反して、同マンション 1 階出入口から通路を通過して各住戸のドアポスト前まで立ち入る行為は、憲法上の表現の自由の行使にあたる政治ビラの配布を目的とするものであっても、刑法 130 条前段の罪に問われうる。
- オ. 行為者が、某研究所の建物内部に潜入しようとして、同建物の庭を取り囲む高さ 2 メートルの鉄製フェンスを乗り越えて庭に立ち入ったところで警備員に発見され、再びフェンスを乗り越えて外部へと逃走した場合、建造物侵入未遂罪のみが成立する。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

問題 27

学生 A, B, C は、財産犯における財物の意義に関して、以下の【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑥までのカッコ内から適切な語句を選んだとき、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

【会話】

A: 財産犯における財物の意義については、大きく 2 説が対立しているけれど、① (ア. 有体物説 イ. 管理可能性説) が妥当だと思う。

B: 確かに、刑法 245 条は「電気は、財物とみなす。」と規定していて、これを素直に読めばみなし規定だから、① (ア. 有体物説 イ. 管理可能性説) が妥当だという A さんの考えはよく分かるよ。

C: けど、刑法 245 条のような規定がなかった旧刑法時代にも、② (ウ. 電気窃盗 エ. 情報窃盗) に窃盗罪の成立を認めた大審院の判例があるから、A さんの考えが必ずしも正しいとは言えないよね。

B: 仮に、刑法 245 条がなくとも② (ウ. 電気窃盗 エ. 情報窃盗) に窃盗罪が成立するとすれば、刑法 245 条は③ (オ. 例外規定 カ. 注意規定) ということになるね。

A: そうだね。それから財物というためには、ほかにも、財産的価値が必要になるよね。

B: それに関しては、使用済みの収入印紙が窃盗罪の客体になるかが争われた判例があるよ。

C: 財産的価値は、判例上、経済上の交換価値に④ (キ. 限られる ク. 限られない) なんだよね。

A: 遺体や遺骨の財物性についてはどう思う？

B: 刑法 190 条に「死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、3 年以下の懲役に処する」と特別に規定されているんだから、財物として保護する必要はないと思う。

C: 逆に保護を否定する理由もないんじゃないかな。墓から勝手に遺体や遺骨を持ち去った場合は、刑法 235 条の窃盗罪と刑法 190 条の罪の観念的競合でいいと思うけど。判例はどうだっけ？

A: 墓を発掘して領得された死体から取り出された臓器を被告人が購入した事案に、盗品等関与罪が⑤ (ケ. 成立する コ. 成立しない) と判断したものがあったよ。

B: ところで、話は変わるけど、不動産は財物だっけ？

A: 条文ごとに違っていったと思う。例えば、窃盗罪の場合には財物ではないけど、横領罪の場合には客体の「物」に含まれる、みたいな。

B: あー、そうだった。詐欺罪だと、欺罔行為によって不動産の所有権移転登記をさせるような場合には⑥ (サ. 財物だ シ. 財物ではない) よね。

C: 一つに決めてくれればいいのにな。

1. ①ア②ウ⑥シ 2. ①ア④ク⑥サ 3. ①イ③カ⑥シ
4. ②エ④キ⑤ケ 5. ③オ④キ⑤コ

問題 28

つぎの記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

ア. Xは日ごろの恨みから、野外においてAを殺害したが、その直後、Aの身に付けていた腕時計が高価な物であることに気が付き、領得の意図を生じ、すぐさまその腕時計を領得した。この場合、死者であるAには占有の事実も意思もないため、Xには占有離脱物横領罪が成立する。

イ. コンビニ店Aのアルバイト店員Xは、Aの店主であるBの指示とA店のバイトマニュアルに従って、接客、レジ業務、商品の品出し・陳列等の業務に当たっていたものであるが、夜間の勤務が1人体制であったことに乗じて、A店の商品棚に陳列してあった菓子パン数個をBの許可なく、領得した。この場合、1人体制である間は、Xが事実上店内の商品を管理しているから、Xには業務上横領罪が成立し、窃盗罪が成立する余地はない。

ウ. 郵便配達員Xは、郵便物を配達中、封緘された信書の中に小為替証書が入っているのを察し、その信書を開封して小為替証書を抜き取り、証書を領得した。この場合、信書自体の占有はXにあるものの、封緘された信書内の小為替証書の占有はXにあるとはいえないから、小為替証書の領得に関しては、Xに窃盗罪が成立する。

エ. Xは、夜間ゴルフ場Aに忍び込み、ペナルティーエリアとして設けられた人工池の中に入り、Aの利用客によって人工池に打ち込まれたまま回収されることなく水底に沈んでいたロストボールを拾い上げ、領得した。Aにおいて、近いうちに当該ロストボールを回収し、再利用するつもりであった。この場合、Xには窃盗罪が成立する。

オ. Xは、Aの未成年後見人であったが、自らの遊興費として消費するために、後見の事務として預かり保管中であったB銀行発行のA名義の預金通帳を用い、B銀行に設置された現金自動預払機(ATM)を操作して、現金100万円を引き出した。この場合、後見の業務に反する引き出しはB銀行の許容するところではないから、XにはB銀行に対する窃盗罪が成立し、Aに対する業務上横領罪は成立しない。

1. アウ 2. イエ 3. ウエ 4. ウオ 5. エオ

問題 29

つぎの記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. XがAを欺いてAから不当に安く買い取った物を、Yがその事情を知りながらXから買い受けた場合、AはXに売ったことによって、民法上いったんは所有権を失っているから、Yに盗品等有償譲受け罪が成立する余地はない。
2. XがAから盗んだ現金でXが購入した物を、YがXからもらった場合、客体に盗品性が認められないから、Yに盗品等無償譲受け罪が成立する余地はない。
3. XがAから盗んだ物を、YがAの下に運ぶ行為は、被害者の追求権を侵害しないから、盗品等運搬罪が成立する余地はない。
4. XがAから盗んだ物を、YがXに依頼されて保管した場合、保管を開始した時点でYが事情を知らなかったのであれば、それが盗品であることをYが途中で知ったにもかかわらず保管し続けたとしても、Yには故意が認められず、盗品等保管罪が成立する余地はない。
5. XがAから盗んだ物を買って取ってくれる人を、Xに依頼されてYが探し出し、Xに取り次いだ場合、Yが無償でXの依頼に応じたのだとすると、Yに盗品等有償処分あっせん罪が成立する余地はない。

問題 30

つぎの記述の正誤につき、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 殺人を犯した X は、そのことを友人 Y に告げたいので、Y 宅に匿ってくれるように依頼した。Y がこれに応じて X を匿った場合、Y には犯人蔵匿罪（刑法 103 条）が成立するが、犯人自身である X には、殺人罪のほかに犯罪は成立しない。
- イ. 公務員 X に対して、その配偶者 Y が、A から賄賂を受け取ることを強く勧めた。X がこれに応じて A から賄賂を受け取った場合、X には収賄罪（刑法 197 条）が成立するが、公務員の身分がない Y には贈賄罪（刑法 198 条）の共犯のみが成立する。
- ウ. X と Y が共同して、Y が一人暮らしをしている Y 所有の一軒家に、ほかに誰も居ないことを確認したうえで放火した。当該一軒家が全焼した場合、X には現住建造物等放火罪（刑法 108 条）が成立し、Y には自己所有非現住建造物等放火罪（刑法 109 条 2 項）が成立して、軽い後者の限度で共同正犯となる。
- エ. X が公務員 Y に対して、X の勤務先に提出するための虚偽公文書を Y 名義で作成するように依頼した。Y がこれに応じて自己名義の虚偽文書を作成した場合、Y には虚偽公文書作成罪（刑法 156 条）が成立し、作成権限がない X にも同罪の共犯が成立する。

1. アのみが正しい。
2. イのみが正しい。
3. ウのみが正しい。
4. エのみが正しい。
5. ア～エはすべて誤っている。

【参加学生への告知事項】（再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとの属性情報と成績を、8年間保管します。なお、この比較分析において、受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。